

担当者からの質問

Q1 事業所の代表者・社名・所在地が変わったときは、どのような手続きが必要ですか。

A

『事業所関係変更通知書』に必要事項を記入のうえ、提出ください。なお、社名変更の場合は、日本年金機構に届け出た「適用事業所名称/所在地変更（訂正）届」の写しを添付ください。また、社名変更により、口座名義が変更となる場合は、『預金口座振替申込書』が必要となります。書類は別途送付しますので、連絡ください。

Q2 従業員を採用したときの手続きを教えてください。

A

『加入者資格取得通知書』に必要事項を記入のうえ、提出ください。処理完了後、「事業所控」を送付します。また、「事業所控」を送付する際は、『加入者ガイド』を同封しますので、新しく加入された方へ配布ください。

Q3 従業員の氏名が変わったときは、どのような手続きが必要ですか。

A

『加入者関係変更通知書』に必要事項を記入のうえ、提出ください。

Q4 従業員の住所が変わったときは、どのような手続きが必要ですか。

A

加入者の住所は事業所で管理いただきますので、手続きは必要ありません。

Q5 従業員の基準給与とは何ですか。

A

掛金額や給付金額を計算するための基準となる給与額です。当基金では、厚生年金保険の標準報酬月額を基準給与としています。

Q6 従業員の基準給与の見直しはどのように行うのですか。

A

毎年9月上旬に事業所宛に対象となる加入者を記載した『加入者基準給与通知書』を送付します。毎年9月から適用される厚生年金保険の標準報酬月額を通知書に反映のうえ、指定する日までに提出ください。基準給与は、11月から翌年10月までの1年間適用します。

Q7 従業員が65歳になったときは、どのような手続きが必要ですか。

A

当基金の年金制度は、65歳になると加入者の資格を喪失します。この場合、自動的に加入者資格喪失の処理を行いますので、特に手続きはありません。処理完了後、事業所宛に「資格喪失処理のお知らせ」と該当者宛の「給付金の請求書」を送付します。なお、該当者が退職されている場合は、ご自宅に「給付金の請求書」を送付しますので、「資格喪失処理のお知らせ」に同封している『加入者退職連絡票』に必要事項を記入のうえ、返送ください。

Q8 関連会社に転籍する者がいる場合どうしたらいいですか。

A

転籍先の関連会社が当基金に加入している場合、転籍元の事業所からは『加入者資格喪失通知書』を、転籍先の事業所からは『加入者資格取得通知書』を提出ください。この場合、転籍者の加入者期間は通算することができます。なお、転籍先の関連会社が当基金に加入していない場合は、個別にご相談ください。

Q9 従業員が退職したときの手続きを教えてください。

A

『加入者資格喪失通知書』に必要事項を記入のうえ、提出ください。加入者のご自宅に「給付金の請求書」を送付します。

Q10 定年退職日は、まだ何か月か先です。前もって『加入者資格喪失通知書』を提出してもいいですか。

A

『加入者資格喪失通知書』を（定年）退職日以前に提出いただくことも可能ですが、あまりにも早く提出いただくと、届出いただいた内容と異なるケースが発生する恐れがあります。極力、退職日以降もしくは退職日の直前に提出ください。

Q11 資格喪失理由ですが、定年で退職した場合、何を選択すればいいですか。

A

資格喪失理由は、「退職」を選択いただき、備考欄に「定年退職」と記載ください。

Q12 従業員が退職したとき、退職者には、どのような案内が届きますか。

A

退職者の年齢や加入者期間によって、給付金の受取方法が異なりますので、給付金の請求書とともに、加入状況に応じた給付金の受取方法や見込額をご案内しています。

Q13 加入者資格の取得・喪失の届出はいつ頃までに行えばいいですか。

A

取得、喪失日から30日、またはその属する月の翌月14日のいずれか早い日までに届出ください。

Q14 ホームページから届出しようと思い、パスワードを入力したところ、「ポップアップがブロックされました」と表示されました。どうしたらいいですか。

A

セキュリティのロックがかかっていますので、ホームページ上の【※パスワード入力後画面が開かない場合】をクリックしてください。表示される解除方法に従い、ポップアップブロックを解除ください。

Q15 届出内容の問合せは、委託している社会保険労務士にしてもらえませんか。

A

問合せ先を社会保険労務士とする場合は、通知書（届出書）の備考欄等にお問い合わせ先となる社会保険労務士および連絡先を記載ください。なお、処理完了後に送付する「事業所控」は、事業所宛に送付します。

Q16

iDeCo に加入している従業員から、基金の掛金相当額について聞かれました。掛金相当額はいくらですか。

A

掛金相当額は、事業所の加入者の属する型（第1型～第4型）ごとに算出しています。第1型の事業所の加入者は全員一律で3,000円です。
（第2型：5,000円、第3型：8,000円、第4型：11,000円）

Q17

iDeCo に加入している従業員から、「企業年金登録情報との不整合のご案内」が届いたとの相談がありました。どうすればよいですか。

A

「企業年金登録情報との不整合のご案内」は、iDeCo に登録されている情報と企業年金に登録されている情報が相違する場合に送付されます。
案内が送付された場合は、本人に iDeCo に登録された情報に誤りがないか確認してもらい、誤っていた場合は、訂正するよう案内ください。iDeCo の登録情報に誤りがない場合は、当基金に登録情報を照会いただき、登録情報が相違している場合は、『加入者関係変更通知書』を提出ください。

Q18

毎月の掛金の案内はいつごろ届きますか。

A

「納入告知書」を、毎月15日までに発送しています。

Q19

掛金の口座振替日はいつですか。

A

毎月27日(土日祝日は翌営業日)です。

Q20

企業型確定拠出年金(DC)は、マッチング拠出を活用し、従業員本人が掛金を上乗せすることができますが、基金は加入者本人が掛金を負担する仕組みはありますか。

A

掛金は全額事業主負担です。
